

4. 再商品化のための3つのルート

容器包装リサイクル法では、「事業者自身が利用した容器包装の量、製造した容器包装の量に応じて再商品化すること」となっています。

特定事業者が再商品化義務を果たすには次の3とおりの方法があります

① 指定法人ルート

主務大臣が認定した指定法人に再商品化を委託するものです。契約に基づいた委託料金を指定法人に支払い、再商品化を代行してもらうことで、再商品化義務を履行したとみなされます。

⇒ 指定法人との契約は前年度の3月末日まで

<http://www.jcpa.or.jp/specified/duty/tabid/105/index.php#link-target03>

② 独自ルート

一定の基準を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者が自ら又は委託(指定法人以外)して再商品化を実施するものです。

⇒ 主務大臣への申請期限は前年度の1月末まで

③ 自主回収ルート

特定事業者が自ら、または委託により回収するものです。

一定の回収率(おおむね90%)を達成している又は達成する見込みがある場合、主務大臣の認定を受けることができます。この場合おおむね10%については再商品化義務が免除されます。

⇒ 主務大臣への申請期限は前年度の6月末まで

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_yosiki/index.html

「自主回収認定関連」を参照してください。

【3つの方法のイメージ】

